

2014年度教育実践報告：旧カリ「精神保健福祉援助実習」 ・新カリ「精神保健福祉援助実習指導」

畑 香理* ・ 住友雄資** ・ 平林恵美***
奥村賢一**** ・ 梶原浩介*****

要旨 本稿は、2014年度に開講した旧カリキュラム「精神保健福祉援助実習」及び新カリキュラム「精神保健福祉援助実習指導」の教育実践報告である。福岡県立大学では2012年度入学生から新カリキュラム適用となっているため、2014年度では新旧カリキュラムが同時に開講された。そこで、旧カリキュラム及び新カリキュラムで具体的に取り組んだ教育実践を振り返り、問題点の洗い出しを行うと同時に、2015年度に向けて課題を提示した。旧カリキュラム「精神保健福祉援助実習」においては、新カリキュラムへの移行を念頭に置いた授業内容の見直し等を行い、また新カリキュラム「精神保健福祉援助実習指導」においては、実習計画書案の作成に関する見直しや実習施設の新規開拓等を行った。これらの取り組みを踏まえ、5つの課題を示した。

キーワード 精神保健福祉士、旧カリキュラム、新カリキュラム

はじめに

精神保健福祉士法が改正（2011年）・施行（2012年）され、本学では2012年度入学生から新しいカリキュラム（以下、新カリ）が適用となっている。したがって、2014年度は、精神保健福祉士法改正前のカリキュラム（以下、旧カリ）である「精神保健福祉援助実習」の最終開講年度となる。

この旧カリで開講された「精神保健福祉援助

実習」は、新カリでは「精神保健福祉援助実習」と「精神保健福祉援助実習指導」の2つに区分されている。前者は、学生が実習施設において実習を行う科目として位置づけられており、後者は、事前学習、実習中の巡回指導及び帰校指導、事後指導が主な内容の科目である。

さて、2014年度報告の前に、2013年度報告の教育実践について記しておく。

第一に、新カリキュラム導入に向けて、教育内容の改変を行った。

*福岡県立大学 人間社会学部 助教
**福岡県立大学 人間社会学部 教授
***福岡県立大学 人間社会学部 講師
****福岡県立大学 人間社会学部 准教授
*****熊本学園大学大学院 社会福祉学研究科博士後期課程

第二に、シラバスの改変を行った。

第三に、9か所の実習施設を新たに開拓することで実習指導者を確保した。

第四に、これまで実習の手引きとして使用してきた「実習指導マニュアル」を改訂し、内容を充実させた。

第五に、eラーニングによる教材提供を行った。

これらの取り組みから、次の4点の課題が浮かび上がった。

①2014年度の取り組みで問題点が生じた場合、実習担当教員による会議を継続して行う必要があること

②今後履修希望者の増加が予想されるため、新たに実習施設を開拓し、適切な実習指導が行える実習指導者を確保すること

③「実習指導マニュアル」の改訂

④eラーニングによる授業情報の伝達及び資料提供の充実、レポート提出等、どこまで拡大してeラーニングを活用していくかを検討すること

以上の課題を踏まえて、2014年度は教育実践を行ってきたが、本稿ではまず旧カリ「精神保健福祉援助実習」での取り組みについて述べ、その後で新カリ「精神保健福祉援助実習指導」についての取り組みを述べる。そして最後に、2015年度の教育実践に向けた課題を示す。

1. 旧カリ「精神保健福祉援助実習」について

旧カリ「精神保健福祉援助実習」は、4年次に履修登録を行う科目であるが、実際は3年次から2年間継続して教育を行ってきた。学生は、事前学習として精神科病院見学実習（以下、

見学実習）や精神保健福祉援助事前実習（以下、プレ実習）等を3年次に行うことで「精神保健福祉援助実習」を履修することとなる。そして、4年次には実習事前学習の講義（外部講師による講義を含む）やグループ学習等を行った後、6～9月にかけて計5週間の実習を行う。実習について、本学では一施設につき概ね1～3人以内で学生の配属を行っている。実習が終了すると、学生は教員と個別及びグループで実習体験を振り返り、その後も実習報告会や実習評価全体総括会を通して、学生自らの言葉で学んだ事柄を言語化し、考察と自己理解を深めることとなる。

本稿では、旧カリ最終開講年度であるため、新カリへのスムーズな移行を念頭に置き、取り組んできた主な内容について報告する。

第一に、帰校指導についてである。帰校指導とは、週1回以上の巡回指導が難しい場合、原則として1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設との十分な連携の下で、実習期間中に学生が大学等で学習する日を設け、指導を行うことを指す。本学では、授業期間中（6～7月）における実習については、実習中に1回の巡回指導に加え、毎週の帰校指導を行った。具体的には、旧カリ「精神保健福祉援助実習」の一コマを帰校指導にあて、実習巡回担当教員が個別あるいはグループで指導を行った。授業期間中に実習を行った学生は、毎週1回の帰校指導に加えて、巡回指導も受けた。それにより教員は、学生の実習状況について把握するとともに、実習中の個別指導を十分に行えることができた。ただし、夏期休暇中（8～9月）に実習を行った学生については帰校指導がなく、実習中に1回行われる巡回指導のみとなった。

第二に、巡回指導体制を整理した。具体的に

は、授業期間中と夏季休暇中とで巡回指導を行う教員を分け、それぞれ3人体制とした。実習中の巡回指導は、1人の学生が2か所での実習を行う場合（精神科病院と障害福祉サービス事業所等）、それぞれの実習につき1回実施した。2014年度は、教授1人、准教授1人、講師1人、助教2人（非常勤教員を含む）の5人で担当した。授業期間中の巡回指導を担当したのは、准教授、講師、助教1人であり、夏季休暇中の巡回指導を担当したのは、教授、講師、助教1人であった。

第三に、実習に向けて行う事前学習の内容を改変した。これまで行ってきた「制度を用いた支援に関する発表会」、「グループスーパービジョン」「実習中間報告会」について大幅な見直しを行い、「グループ発表」及び「視聴覚教材を活用した授業」とした。

「グループ発表」は、学生主体によるグループ学習とプレゼンテーションを中心とした授業とし、課題に対して学生全員が参加しながら学習できるよう、授業全体を組み立てた。まず学生は4～5人のグループに分かれ、グループごとに決められた課題に取り組んだ。その際、個別学習をベースとした上でグループでの議論をとおり、グループ発表の準備を行った。課題として以下の6つの内容に取り組むよう学生に指示した。

①Aグループ「精神保健福祉士法と関係する政省令・告示」

②Bグループ「精神保健福祉法と関係する政省令・告示」

③Cグループ「障害者雇用促進法と関係する政省令・告示、障害者総合支援法（訓練等給付に関する内容）と関係する政省令・告示」

④Dグループ「障害者総合支援法（居住支援・

地域生活支援事業に関する内容）と関係する政省令・告示」

⑤Eグループ「生活保護法と関係する政省令・告示」

⑥Fグループ「医療保険、年金保険」

各法律だけでなく、政省令・告示にまで広がってグループ学習を行ったのは、実習先で行われている実践を具体的に形づくっているのが政省令・告示の内容に規定されているからであり、そのことへの理解を深めるねらいがあった。法律だけでは現場での実習をこなすのは難しいからである。もちろんすべての政省令・告示の内容まで網羅できたとはいえないが、このグループ学習を通じて学生は通り一遍の事前学習ではなく、さまざまなレベルでどのような内容の事前学習を行えばよいかを考える契機になったと考えている。この間教員は、グループ発表の準備に取り組む学生への個別・集団的対応を行い、条文の読み方やプレゼンテーション法等について相談・助言・指導した。

「視聴覚教材を活用した授業」では、テレビ番組やDVD等を視聴した後に、グループ討議を行った。視聴覚教材を用いたことによる改善点として、まず講義だけでは伝えにくかった実践場面を提示でき、そのイメージを基に学習を深めることができた。また実習施設や実習でかかわる患者・利用者についても提示できるため、実習全体のイメージ化にも役立ち、実習中に求められる知識や能力に関してディスカッションを行うことで把握することができた。事前学習で用いた主な視聴覚教材を以下に挙げる。

①円城寺プロダクション（1983）『燃える精神病院』

②石神記念医学研究所（2003）『サロンに生

きる人々と共に一ソーシャルワーカー菅野治子さんの軌跡―』

③NHK (2014)「60歳からの青春―精神科病院40年をへて―」『ハートネットTV』

④NHK (2011)「精神保健福祉士」『あしたをつかめ!～平成若者仕事図鑑～』

⑤NHK (2013)「Our Voices 精神疾患とどうつきあいますか 前編・後編」『ハートネットTV』

⑥東京精神保健福祉士協会 (2010)『東京PSWストーリー2010 “チェンジ”』

⑦NPO法人全国精神障害者就労支援事業所連合会 (2009)『ともに支え、ともに歩む 精神障害者就労の現場から』

第四に、授業内容を充実させた。プライバシー保護と守秘義務（個人情報保護法を含む）に関する事項について、これまで各教員が「グループスーパービジョン」の中で行ってきた内容を、前述した事前学習内容の改変に伴い、見直すことにした。実施した授業内容は、講義の他に、事例を活用した〇×方式によるプライバシー保護に関する演習やグループ討議・ロールプレイを取り入れ、プライバシー保護及び守秘義務について実習生として、また精神保健福祉士として留意すべき事項を学習するものであった。

2. 新カリ「精神保健福祉援助実習指導」について

2014年度は新カリのうち、「精神保健福祉援助実習指導」のみが開講された。当該科目は3～4年次に履修する科目である。よって、本稿では2014年度に3年次生である学生への教育実践であり、表1のシラバスにある授業内容の

1～16回までを報告する。授業回数は16回であるが、実際に教員は個別指導を通して多くの時間をかけ、学生の対応をしており、その内容についても記しておきたい。また、2015年度からの新カリ「精神保健福祉援助実習」に向けて実習施設の新規開拓を行ったことも報告する。

第一に、見学実習とプレ実習である。見学実習では、3年次前期に精神科病院を訪問し、精神科病院の機能・役割や患者の療養状況、精神保健福祉士の業務等について理解を深めていく。実習生は4～5人のグループになり、教員が引率した。見学実習時には、実習先の精神保健福祉士に施設案内や概要説明を依頼しており、実習生は説明や質問をとおして、実際に精神保健福祉士から学ぶことで、個々の学習課題を見つけることとなる。見学実習終了後は見学実習報告会を実施した。これまでは2クラスに分かれて報告を行っていたが、全体での報告会とすることで、より多くの発表を聞くことができ、成果や反省点等が共有できるといった利点がある。また、今後履修希望学生の増加見込みがあることと、本学では1回の見学実習につき一施設最大5人程度の受入れを依頼しているという理由から、新たな見学実習施設として1か所の施設を新規開拓した。

3年次後期にはプレ実習がある。これは、4年次に行う精神保健福祉援助実習に向けて準備をするための実習であり、2～5人のグループになって障害福祉サービス事業所へ1日間の実習を行うことになる。実習生は、実習施設の利用者と直接かかわることで、4年次の実習で取り組むべき自己の課題を明らかにしていく。実習前にはプレ実習の実習計画書を作成し、教員が実習計画書の作成指導を行った。プレ実習終了後には実習報告会を実施し、全員が他グ

ループの発表を聞けるよう、全体での報告会とした。報告会を経て実習生はプレ実習の内容を振り返り、達成できなかったことや取り組めなかったことなどを整理し、4年次の精神保健福祉援助実習に向けて事前学習や実習計画書案の作成を行うこととなる。

第二に、実習計画書案を作成する時期を見直した。これまでは、4年次の初回授業で、実習計画書案作成のためのオリエンテーションを行った後、実習計画書案の作成指導を行っていたが、2014年度は3年次後期にオリエンテーションを実施し、春季休暇を利用して実習計画書案の作成指導に取り組んだ。学生が春季休暇中にも意識的に取り組むことで、次年度行う実習への動機づけを保持させることとした。

実習計画書案の作成時期を前倒しすることにより、実習計画書の立案に学生がじっくり取り組める点や、1人あたりの学生に対する教員の指導時間が確保できる点等が改善点として挙げられる。学生は精神科病院と障害福祉サービス事業所等で計2か所の実習を行うため、学生1人につき2枚の実習計画書案を作成することになる。1人の教員が10～12人の学生を指導し、春季休暇中に学生1人あたり概ね3～4回の指導を行った。さらに、学生については実習計画書案の作成後、教員へ直接あるいはメール等でアポイントメントをとり、指導の日程調整を行うよう課題を出した。この課題に取り組むことは、新学期が始まるまでの期間を学生自身がマネジメントできるような力を身につけることにもなり、またアポイントメントの取り方（メールや電話のかけ方）等、就職活動時や卒業後社会人として必要なスキルを身につけることにもなる。しかしながら、学生主導での日程調整となるため、指導の進捗状況に学生間で大きな

差が生まれ、春季休暇中のため個別のサポートが届きにくかったことなどは今後の課題といえる。

第三に、実習指導マニュアルを充実させるため、改訂を行った。2013年度に作成した実習指導マニュアルは、eラーニングを通して学生に配付した。今回の改訂は、2015年度開始の新カリ「精神保健福祉援助実習」に向けたものであり、学生のみならず、実習指導者へも渡すことを前提としている。内容の充実に伴い、ページ数が大幅に増えたため、製本を行った。具体的な改訂内容を挙げると、たとえば、実習計画書の記述内容及び方法に関して、実習施設の概要や精神保健福祉士の役割、相談援助活動の実際を学ぶことに加え、ソーシャルワーク実践やその実践方法・技術について学ぶことができるような記述とした。その他の改訂内容として、様式の変更や追加資料の挿入等が挙げられる。

第四に、「実習計画書」「実習評価票」「自己評価票」の項目及び様式の変更である。まず「実習計画書」に関しては、全記述項目の見直しと、各項目における記述スペースの変更がある。次に、「実習評価票」及び「自己評価票」に関しては、全評価項目の記載内容について表現ができるだけ適切なものになるよう見直し、変更した。また評価をする側が円滑に記入できるよう、様式を工夫した。

第五に、2015年度の実習施設として3か所の障害福祉サービス事業所を新たに確保した。実習施設の開拓に関しては、実習担当教員が実習施設へ訪問・依頼している。2011年の精神保健福祉士法改正では、実習施設で学生を指導できる実習指導者の資格要件が厳格化された。本学が実習を依頼している実習指導者は、①精神保健福祉士の資格取得後、3年以上の相談援

助業務に従事した経験がある、②厚生労働大臣が定める実習指導者講習会の課程を修了している、という要件等を全て満たしている。これらの要件による実習指導者の指導は、本学では2015年度からの実習に適用される。旧カリによる実習では実習指導者の要件が存在したものの、大学へは適用されていなかったため、要件を満たした精神保健福祉士を確保することが大変重要な課題となった。

3. 今後の課題

2014年度は、旧カリと新カリが同時開講された年であったが、2015年度は新カリの完成年度となる。そのため、以下の課題を踏まえて2015年度は教育実践を行う必要がある。

第一に、新カリ「精神保健福祉援助実習」初年度であるため、実習期間中の巡回指導及び帰校指導の体制について、実習担当教員間で継続して検討を行っていく必要がある。新カリ「精神保健福祉援助実習」では、巡回指導で個別指導を行う場合、同一教員がその実習生の実習状況をよく知った上で、実習施設での臨機応変な相談・指導によって実習効果があらわれるという利点が考えられる。また、帰校指導によってグループでの指導を行う場合、実習生同士が実習中の学びを共有することで、その後の実習に好影響を与えることが考えられる。本学では、原則週1回以上の巡回指導を行うこととしており、これまでは実習期間中に1回行ってきたが、2015年度以降は実習担当教員1人あたり、2～3倍程度の負担増大も予想される。今後は、巡回指導と帰校指導についてそのメリット・デメリットを踏まえることや、新カリに伴う実習指導内容の質について検討していく必要

がある。

第二に、新カリ「精神保健福祉援助実習指導」で行った実習計画書案の作成指導に関して、学生への学習支援体制を検討する必要がある。実習計画書案の作成は3年次の春季休暇中に行ったため、実習計画書案作成の進行に個人差が生じたのは事実である。この点については作成スケジュール管理を含めた教育実践の課題もある。

第三に、実習指導マニュアルの改訂がある。2014年度の教育実践を基に必要なに応じて修正・改訂の必要がある。

第四に、2013年度から開始しているeラーニングの活用についてである。授業情報の伝達や資料等の配付についてはeラーニングを活用することで、多種多様な情報提供が可能となり、教育実践を円滑に進めることができた。しかし、2014年度の課題として挙げていたレポート提出や学生-教員のコミュニケーションにおける活用等については、取り組むことができず、今後に課題を残した。

第五に、実習施設の新規開拓がある。新カリ「精神保健福祉援助実習」を行う実習施設と、実習指導要件を満たした実習指導者の確保は今後も求められる。実習施設には複数の実習指導者がいるとは限らず、複数名の実習生を依頼することは困難な場合が多いという現状がある。さらに、毎年度の実習受入れが安定して行われているわけではなく、年度によって実習受入れが困難な場合もある。これらの理由から、実習施設の開拓を行うことは大変重要な課題であるといえる。

以上の課題を中心に、2015年度の教育実践を行うと同時に、今後も改善を続けていく必要がある。

表1 2014年度「精神保健福祉援助実習指導」シラバス

1 授業科目名	精神保健福祉援助実習指導		開講時期	授業方法	必修選択	単位数	標準履修年次
2 担当教員	住友雄資・平林恵美・奥村賢一・畑香理		通年	演習	選択	3	3～4年
3 授業の概要	精神保健福祉援助実習指導は精神保健福祉士資格取得をめざす学生を対象としたものであり、4年次に開講する「精神保健福祉援助実習」に必要な事前学習（1～37回）・巡回指導・事後学習（38～45回）をおこなう。事前学習は、見学実習・プレ実習・講義（外部講師を含む）やグループ学習などをおこなう。巡回指導は、「精神保健福祉援助実習」において担当教員による巡回指導をおこなう。事後学習は、「精神保健福祉援助実習」後に実習報告会やスーパービジョンなどを通じて、実習全体をふりかえり、実習で体験した学びを深める。						
4 学生の到達目標	精神科病院などにおいて精神保健福祉士として働くために必要な最低限の知識と技能（精神障害者および家族の理解、利用者とのコミュニケーション技術などの援助法、地域移行支援を含む精神保健福祉士業務の理解等）を習得することができる。						
5 授業内容、授業方法、事前・事後学習（学習課題）	回	授業内容	授業方法	事前・事後学習（学習課題）			
	1	見学実習学内オリエンテーション	授業の全体像および見学実習の概要の提示	精神科病院に関する予習			
	2	見学実習（精神科病院）	グループによる見学実習	精神科病院に関する予習			
	3	見学実習報告会	グループ別発表	プレゼンテーション資料の作成			
	4	実習事前面接（受講動機、心構え、選択理由等の確認）	個別指導	受講動機の明確化			
	5	実習報告会への参加①	4年生の実習報告会参加	発表内容の予習・復習			
	6	実習報告会への参加②	4年生の実習報告会参加	発表内容の予習・復習			
	7	プレ実習学内オリエンテーション	プレ実習の概要の提示	プレ実習先に関する予習			
	8	プレ実習 実習計画書作成指導①	個別指導	プレ実習計画書案の作成と指導後の修正			
	9	プレ実習 実習計画書作成指導②	個別指導	プレ実習計画書案の作成と指導後の修正			
	10	プレ実習（障害福祉サービス事業所など）①	グループによるプレ実習	プレ実習計画書に基づいて積極的・主体的に参加			
	11	プレ実習（障害福祉サービス事業所など）②	グループによるプレ実習	プレ実習計画書に基づいて積極的・主体的に参加			
	12	プレ実習（障害福祉サービス事業所など）③	グループによるプレ実習	プレ実習計画書に基づいて積極的・主体的に参加			
	13	プレ実習（障害福祉サービス事業所など）④	グループによるプレ実習	プレ実習計画書に基づいて積極的・主体的に参加			
14	プレ実習報告会	グループ発表	プレゼンテーション資料の準備				

15	外部講師による講義 (P S W)	講義	講義内容の予習・復習
16	実習計画書作成に関するオリエンテーション+実習計画書作成指導	実習概要の提示及び個別指導	実習計画書案の作成と指導後の修正
17	実習計画書案作成指導	個別指導	実習計画書案の作成と指導後の修正
18	実習記録の書き方① (プロセスレコードの説明、演習)	個別及びグループ指導	授業後に学んだ内容を確実に復習する
19	実習記録の書き方② (実習日誌の書き方)	個別及びグループ指導	授業後に学んだ内容を確実に復習する
20	事前学習① グループ発表 (精神保健福祉士法+政省令・告示)	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
21	事前学習② グループ発表 (精神保健福祉法+政省令・告示)	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
22	事前学習③ グループ発表 (心神喪失者等医療観察法+政省令・告示/障害者総合支援法+政省令・告示①)	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
23	事前学習④ グループ発表 (障害者総合支援法+政省令・告示②)	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
24	事前学習⑤ グループ発表 (生活保護法/生活困窮者自立支援法+政省令・告示)	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
25	事前学習⑥ グループ発表 (医療保険/年金保険)	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
26	外部講師による講義① 当事者	講義	講義内容の予習・復習
27	外部講師による講義② 家族	講義	講義内容の予習・復習
28	外部講師による講義③ P S W	講義	講義内容の予習・復習
29	事前学習⑦ プライバシー保護と守秘義務 (個人情報保護法含む)	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
30	事前学習⑧ 視聴覚教材の活用 (精神科病院/歴史)	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
31	事前学習⑨ 視聴覚教材の活用 (精神科病院/入院から退院までの流れ)	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
32	事前学習⑩ 視聴覚教材の活用 (精神科デイ・ケア)	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
33	事前学習⑪ 視聴覚教材の活用 (地域移行支援)	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
34	事前学習⑫ 視聴覚教材の活用 (地域定着支援)	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する

	35	事前学習 ^⑬ 視聴覚教材の活用(障害福祉サービス)	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
	36	事前学習 ^⑭ 視聴覚教材の活用(行政機関)	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
	37	事前学習 ^⑮ まとめ	グループ討論	実習施設ごとに現状を整理して参加する
	38	事後学習 ^① 感想発表	個別及びグループ討論	実習終了時の状況を整理して参加する
	39	事後学習 ^② 個別指導 ^①	プロセスレコード・自己評価票等を用いた指導	プロセスレコード等の振り返り
	40	事後学習 ^③ 個別指導 ^②	プロセスレコード・自己評価票等を用いた指導	プロセスレコード等の振り返り
	41	事後学習 ^④ 個別指導 ^③	プロセスレコード・自己評価票等を用いた指導	プロセスレコード等の振り返り
	42	事後学習 ^⑤ 実習報告会 ^①	個別発表	実習施設ごとに発表資料を準備
	43	事後学習 ^⑥ 実習報告会 ^②	個別発表	実習施設ごとに発表資料を準備
	44	事後学習 ^⑦ 実習報告会 ^③	個別発表	実習施設ごとに発表資料を準備
	45	事後学習 ^⑧ 実習評価全体総括会	個別及びグループ発表	実習全体の振り返り
6	テキスト・参考文献等	「実習の手引き」、必要資料はe-ラーニングまたは授業時に配布する。		
7	履修条件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度入学生のみ履修可 ・1～15回の課題を全て達成していることが16回以降の履修条件である(3年次分)。 ・16～37回の課題を全て達成していることが「精神保健福祉援助実習」履修の条件である。 		
8	成績評価方法・基準	参加度(欠席・遅刻には厳しく対応、授業への取り組み状況を重視)・現場実習指導者の評価を含めて総合的に勘案する。		
9	学習相談・助言体制	実習指導は学生と教員との密接な協力体制が必要になるため、柔軟な相談体制をとる。具体的にはオリエンテーション時に説明する。		
10	授業改善特記事項	授業改善のために、①学生からのフィードバックを取り入れ、②小グループの力動性を活用し、③学習効果をあげるため2限連続の授業を適宜組み入れ、④事前・事後指導では個別・グループスーパービジョンを適宜取り入れることとする。		